

香川県食肉衛生検査所規則及びと畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第55号

香川県食肉衛生検査所規則及びと畜場法施行細則の一部を改正する規則

(香川県食肉衛生検査所規則の一部改正)

第1条 香川県食肉衛生検査所規則(昭和51年香川県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略	(組織) 第3条 食肉衛生検査所に管理課、検査課及び精密検査課を置く。 <u>2 検査課の分室として香川県食肉衛生検査所検査課土庄分室(以下「分室」という。)を小豆郡土庄町に置く。</u>
(分掌事項) 第4条 略 2・3 略	(分掌事項) 第4条 管理課の分掌事項は、次のとおりとする。 2・3 略 <u>4 分室は、小豆郡内のと畜場及び食鳥処理場における第2項各号に掲げる業務を分掌する。</u>

(と畜場法施行細則の一部改正)

第2条 と畜場法施行細則(平成15年香川県規則第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
(検印のと畜場番号) 第17条 略	(検印のと畜場番号) 第17条 省令第17条に規定する検印のと畜場番号は、次の表のとおりとする。														
<table border="1"><thead><tr><th>と畜場の名称</th><th>と畜場番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社香川県畜産公社</td><td>略</td></tr><tr><td>香川県農業協同組合大川畜産振興センター大川畜産センター</td><td>略</td></tr></tbody></table>	と畜場の名称	と畜場番号	株式会社香川県畜産公社	略	香川県農業協同組合大川畜産振興センター大川畜産センター	略	<table border="1"><thead><tr><th>と畜場の名称</th><th>と畜場番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社香川県畜産公社</td><td>2</td></tr><tr><td>香川県農業協同組合大川畜産振興センター大川畜産センター</td><td>5</td></tr><tr><td><u>小豆地区広域行政事務組合土庄と畜場</u></td><td><u>6</u></td></tr></tbody></table>	と畜場の名称	と畜場番号	株式会社香川県畜産公社	2	香川県農業協同組合大川畜産振興センター大川畜産センター	5	<u>小豆地区広域行政事務組合土庄と畜場</u>	<u>6</u>
と畜場の名称	と畜場番号														
株式会社香川県畜産公社	略														
香川県農業協同組合大川畜産振興センター大川畜産センター	略														
と畜場の名称	と畜場番号														
株式会社香川県畜産公社	2														
香川県農業協同組合大川畜産振興センター大川畜産センター	5														
<u>小豆地区広域行政事務組合土庄と畜場</u>	<u>6</u>														

附 則
この規則は、公布の日から施行する。